

## (2) 農業近代化資金

資金の種類 貸付利率(年利%)	資金の用途
<b>1 建築物等造成資金</b> 〔貸付利率〕 0.70 (認定農業者※ 0.30~0.55%)	畜舎、果樹棚、農機具その他の農産物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得に要する資金(農地又は牧野の改良、造成、復旧又は取得に要するものを除く。) ただし、認定農業者等、認定新規就農者及び集落営農組織等以外の者に対する貸付けにあっては、復旧に要する資金を除く。
<b>2 果樹等植栽育成資金</b> 〔貸付利率〕 0.70 (認定農業者※ 0.30~0.55%)	果樹その他の永年性植物の植栽又は育成に要する資金 ただし、認定農業者等、認定新規就農者及び集落営農組織等以外の者に対する貸付けにあっては、果樹、多年生草本、桑又は花木の植栽又は育成に要する資金に限る。
<b>3 家畜購入育成資金</b> 〔貸付利率〕 0.70 (認定農業者※ 0.30~0.55%)	乳牛その他の家畜の購入又は育成に要する資金
<b>4 小土地改良資金</b> 〔貸付利率〕 0.70 (認定農業者※ 0.30~0.55%)	事業費1,800万円を超えない規模の農地又は牧野の改良、造成又は復旧に要する資金 ただし、認定農業者等、認定新規就農者及び集落営農組織等以外の者に対する貸付けにあっては、復旧に要する資金を除く。
<b>5 長期運転資金</b> 〔貸付利率〕 0.70 (認定農業者※ 0.30~0.55%)	農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善その他の農業経営の改善に要する次の資金 ただし、貸付対象者欄の(1)に掲げる者が貸付対象者である場合に限る。また、ウからオまで及びキに掲げるものは、認定農業者等、認定新規就農者及び集落営農組織等が貸付対象者である場合に限り、カに掲げるものについては認定農業者等、農業サービス事業体、農業参入法人及び集落営農組織等に限る、クに掲げるものについては貸付対象者は認定農業者等、目標地図に位置付けられた者及び継続的農地利用者、農業サービス事業体、農業参入法人及び集落営農組織等に限る。 ア 農地又は採草放牧地(農地又は採草放牧地とする土地を含む。)について農産物の生産の用に供するための賃借権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を取得する場合において、権利金を支払い、又は当該権利の存続期間に対する対価の全額を一時に支払うのに必要な資金 イ 農機具、運搬用機具その他の農業経営の改善を図るのに必要な施設(認定農業者、認定新規就農者及び集落営農組織以外の者に対する貸付けにあっては、農機具及び運搬用機具に限る。)について賃借権を取得する場合において、当該賃借権の存続期間に対する借賃の全額を一時に支払うのに必要な資金 ウ 能率的な農業の技術又は経営方法を習得するための研修を受けるのに必要な資金 エ 品種の転換を行うのに必要な資金 オ 農産物の需要を開拓するための新たな農産物加工品等の調査及び開発並びに通信・情報処理機材の取得に必要な資金 カ 営業権、商標権その他の無形固定資産の取得又は研究開発費その他の繰延資産に計上し得る費用に充てるのに必要な資金 キ 農業経営を法人化するため又は農業者が法人の構成員となるために必要な資金 ク アからキまでに掲げるもののほか、農業経営の規模拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い必要となる農業費その他の費用に充てるのに必要な資金
<b>6 農村環境整備資金</b> 〔貸付利率〕 0.70	診療施設その他の農村における環境の整備のために必要な施設であって、次に掲げる施設の改良、造成又は取得に要する資金 ただし、貸付対象者欄の(2)から(4)までに掲げる者が貸付対象者である場合に限る。 診療施設、老人福祉施設、有料老人ホーム、農村情報処理・通信施設(農事放送施設及び農業管理センターを含む。)、水道施設、下水道施設、託児施設、研修施設、集会所、ガス供給施設、融雪・除雪用施設、農作業管理休養施設、農業者等健康増進施設、地域休養施設、生活改善センター、生活安全保護施設、集落道、廃棄物処理施設又は地域交流施設
<b>7 特認資金</b> 〔貸付利率〕 0.70 (認定農業者※ 0.30~0.55%)	1 農村における給排水施設の改良、造成又は取得に要する資金 ただし、貸付対象者欄の(1)に掲げる者が貸付対象者である場合に限る。 2 農業者が居住する住宅の改良造成又は取得に要する資金 3 水田を利用した水産動物の養殖施設の改良、造成又は取得に要する資金

注1: 貸付利率は、令和5年7月20日現在

2: 国による貸付当初5年間の無利子化措置が講じられる場合がある。(第2章の1の(5)の(ア)参照。(P6))

3: 認定農業者への貸付利率(※)について

国による金利負担軽減措置が講じられる場合がある。(第2章の1の(5)のイ参照。(P6))

貸 付 対 象 者

- (1) 農業を営む者  
 ア 認定農業者（簿記記帳を行っている者（簿記記帳を行うことが確実と見込まれる者を含む。）に限る。）  
 イ 認定新規就農者  
 ウ 農業経営基盤強化促進法第19条第1項に規定する地域計画のうち目標地図（同条第3項の地図をいう。）に位置付けられた者（目標地図に位置付けられた者）及び地域における継続的な農地利用を図る者であって、生産の効率化等に取り組むものとして市町村が認める者（継続的農地利用者）  
 エ 次の要件のすべてを満たす農業者（農業サービス事業者（農業の生産工程の一部又は全部を請け負う者）であって次の(ア)、(イ)および(エ)に掲げる要件を満たす者を含む。）  
 (ア) 農業所得が総所得の過半（法人：農業に係る売上高が総売上高の過半）を占めていること、又は農業粗収益が200万円以上（法人：1,000万円以上）であること。  
 (イ) 主として農業経営に従事すると認められる青壮年の家族農業従事者（法人：常時従事者である構成員）がいること。  
 (ウ) 個人の農業者であって、60歳以上であるときは、その後継者が現に主として農業に従事（農業大学校に就学している場合等を含む。）しており、かつ、将来においても主として農業に従事すると見込まれること。  
 (エ) 簿記記帳を行っていること。（簿記記帳を行うことが確実と見込まれる場合を含む。）  
 オ 農業参入法人（原則として5年以内に認定農業者となる計画を有する農業を営む法人（経営開始後決算を2期終えていないものに限る。））  
 カ ア、イ、ウ及びエの経営（家族農業経営に限る。）における経営主以外の農業者（家族協定を締結しており、①経営のうちの一部の部門について主宰権があり、かつ、②その部門の経営の危険負担及び収益の処分権があることが明確になっていること。）  
 キ 集落営農組織（農業者が主たる構成員となっている法人格を有しない農業を営む任意団体であって、かつ、その代表者、代表権の範囲等の規約を有しているもの）  
 ク 集落営農組織以外の法人格を有しない農業を営む任意団体のうち、アからカまでの者が全構成員の過半を占めるものであって、かつ、その代表者、代表権の範囲等の規約を有しているもの
- (2) 農業協同組合  
 (3) 農業協同組合連合会  
 (4) 農業者、農業協同組合、農業協同組合連合会又は地方公共団体が主たる構成員若しくは出資者となっている団体又は基本財産の額の過半を拠出している法人（農業を営む者を除く。）であって次のもの  
 ア 農事組合法人、イ 農業共済組合及び農業共済組合連合会、ウ 土地改良区及び土地改良区連合、エ 農業振興一般社団法人等、オ 農業の振興に資する事業を主たる事業として行う事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会、カ 農業の振興に資する事業を主たる事業として営む株式会社及び持分会社、キ 法人でない団体であって、農業者がその主たる構成員で、かつ、その代表者、代表権の範囲等の規約を有しているもの（トラクター利用組合など）

貸付限度額

万円単位の貸付けで融資率は、事業費の80%  
 （認定農業者は100%、集落営農組織は3,600万円の範囲内で100%）

貸付対象者		貸付限度額	融資率（次の率以内）	
個人	上表の(1)のア、イ、ウ、エ及びカの農業者	1,800万円 (知事特認 2億円)	認定農業者(個人)	100/100
			上記以外	80/100
法人 (任意団体含)	上表の(1)のア、イ、ウ及びエの法人 上表の(1)のキ及びク	2億円	認定農業者(法人)	100/100
			集落営農組織等	100/100 3,600万円まで
			上記以外	80/100
農業参入法人	上表の(1)のオ	1億5,000万円		80/100
農協等	上表の(2)から(4)	15億円		80/100

- 注 1 貸付限度額≧既借入残高+今回借入予定額  
 2 国や地方公共団体の補助金を受けた場合は、補助金部分に対して80%の融資率  
 （認定農業者及び集落営農組織は100%） 貸付限度額 = (事業費 - 補助金) × 80%

○ 償還期限及び据置期間

資金の用途	認定農業者		認定農業者以外の農業者		認定新規就農者が認定就農計画(※1)に従って機械の購入等の措置(※2)を行う場合		農業協同組合等	
	償還	据置	償還	据置	償還	据置	償還	据置
1 構築物等造成資金 ： 農機具等のみの場合	年以内 1.5	年以内 7	年以内 1.5	年以内 3	年以内 1.7	年以内 5	年以内 2.0	年以内 3
2 果樹等植栽育成資金	1.5	7	1.5	7	1.7	7	1.5	7
3 家畜購入育成資金	7	2	7	2	1.0	5	7	2
4 小土地改良資金	1.5	7	1.5	3	1.8	5	1.5	3
5 長期運転資金	1.5	7	1.5	3	1.7	5	—	—
6 農村環境整備資金	—	—	—	—	—	—	2.0	3
7 特認資金	1.5	7	1.5	3	1.7	5	1.5	3

注：「農業協同組合等」とは、上表の貸付対象者欄の(2)から(4)までに掲げる者をいう。

※1 農業経営基盤強化促進法第14条の5第2項に規定する就農計画をいう。

※2 同法第14条の4第2項第3号の措置をいう。